

**「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」
(中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会 報告案)
に対する意見募集の実施結果について**

1. 概要

中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会では、環境基本法に基づく水質環境基準の設定のうち、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、報告案を取りまとめた。

本報告案について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成 18 年 2 月 24 日(金)～3 月 17 日(金)
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

2. 御意見の提出者数

・個人	2 名
合計	2 名 (意見件数 3 件)

3. 御意見と対応方針

御意見の内容と対応方針については、別添参照

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
2. (2) 、	魚介類に関する情報は、報告公表されているものが少なく、その中には真偽について疑問を有するものも見受けられ、少ない調査結果に基づく情報では信頼性が担保されがたい。	御意見の通り、魚介類に関する情報は現時点では必ずしも充実しておらず、当専門委員会においては、既存の調査資料に加え、漁業者に対するアンケート調査や地元の専門家のヒアリング調査などの情報収集を行い、これらを精査のうえ、総合的に検討し、	1
	報告書や調査結果としてまとまっていないものでも情報として広く情報提供を呼びかけ、情報の真偽を確認しつつ、出来るだけ広範に収集を図るべきである。	類型あてはめの案としたところ。また、報告案においても、今後なされる類型指定やその見直しについて、「魚介類の生息状況に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断する際の重要な要因であるため、できるだけ詳細に把握する必要がある。」としております。今後、更に水生生物に関する情報の充実が図られることが望まれます。	1
その他	残留塩素により、ノリ養殖に甚大な被害がでている。残留塩素も規制の対象とすべきである。	今回の意見募集は、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について行ったものです。御意見は意見募集の対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考にさせていただくための御意見として掲載させていただきます。	1